指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項

事業者名

郵便番号、住所

代表者

電話番号

メールアドレス

　※指定更新通知書交付の事前連絡の際等に使用します。

指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業者情報の公表可否 | ＊事業者名称及び住所は公表します。□　電話番号を公表してよい※水道利用者から修繕対応依頼の電話が来る場合があります。□　電話番号を公表しない |

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

日本水道協会神奈川県支部　指定給水装置工事事業者研修会の受講実績

（過去5年以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講実績※受講実績は、当局が保管している受講結果を基にして確認します。 | □有　　　□無　　　未受講理由（　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　※未受講理由は非公表 |
| 受講実績の公表可否 | □可□不可 |

|  |
| --- |
| 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）水道法施行規則 第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）4給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。自社内研修については、研修内容を記載してください。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 |
| 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況水道法施行規則 第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。「配水管からの分岐～水道メーター」の工事　□施行する→以下の表に記入してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□施行しない→以下の表の記入をする必要はありません。 |
|  | 過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等※ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。①　水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）　②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士　③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者　④　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。 |

指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項

**記入例**

事業者名　　　　〇〇給水装置工業株式会社

郵便番号、住所　〒〇〇　〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

代表者　　　　　〇〇　〇〇

電話番号　　　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇

メールアドレス　〇〇〇〇＠〇〇〇〇

※指定更新通知書交付の事前連絡の際等に使用します。

指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 事業者情報の

公表可否 | ＊事業者名称及び住所は公表します。■　電話番号を公表してよい※水道利用者から修繕対応依頼の電話が来る場合があります。□　電話番号を公表しない |

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

日本水道協会神奈川県支部　指定給水装置工事事業者研修会の受講実績

（過去5年以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講実績※受講実績は、当局が保管している受講結果を基にして確認します。 | ■有　　　□無　　未受講理由（　　　　　　　　　　　　　）　　　　　※未受講理由は非公表未受講の場合は、理由を記入してください。（非公表） |
| 受講実績の公表可否 | ■可□不可 |

|  |
| --- |
| 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）**記入例**水道法施行規則 第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）4給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
| 〇〇　〇〇 | 給水工事技術振興財団　eラーニング | 令和元年9月20日 |
| 〇〇　〇〇 | 自社内研修　〇〇に関する業務 | 令和元年10月1日 |
|  | 自社内研修の場合は、受講を証明する書類の添付は必要ありません。修了証や主任技術者証など受講したことが確認できる書類の写しを添付してください。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。自社内研修については、研修内容を記載してください。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 |
| 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況水道法施行規則 第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 |
|  | 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事　■施行する　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※以下の表に記入してください。こちらをチェックした場合は、以下の表を記載する必要はありません。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□施行しない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※以下の表の記入をする必要はありません。過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等※ |
| 〇〇　〇〇 | 〇 | 〇 | 配管技能士 | R01 |
| 〇〇　〇〇 | 〇 | 〇 | 配管技能者講習会修了者 | R01 |
| 〇〇　〇〇 | 〇 | × |  | R01 |
|  | 以下の※を参考にして保有している資格等を記載し、資格を証明する書類の写しを添付してください。資格を有していなくても、経験を有していれば記載してください。 |  |  |  |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。①　水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）　②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士　③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者　④　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。 |

**記入例**